

## 中期国債ファンド 繰上償還(予定)に関するQ&A

2016年3月31日

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

中期国債ファンドにおける繰上償還(予定)に関してお知らせいたします。

Q1	「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」が送られてきました。受益者として何か手続きが必要なのでしょうか。
Q2	なぜ繰上償還の手続きを行うことになったのですか。
Q3	現在どのように運用していますか。また、今後どのように運用を行う予定ですか。
Q4	償還日までに元本割れの可能性はありますか。
Q5	解約が急激に増えた場合、何か影響はありますか。
Q6	償還日はいつを予定していますか。
Q7	換金はいままで可能ですか。
Q8	換金する場合に信託財産留保額は徴収されるのですか。
Q9	償還金はいつ支払われるのですか。
Q10	「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」について簡単に説明してください。
Q11	繰上償還までのスケジュール等について教えてください。
Q12	繰上償還はいつ決定されるのですか。
Q13	繰上償還に反対できますか。
Q14	繰上償還に反対した場合にどうなりますか。

### 当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## Q1 「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」が送られてきました。受益者として何か手続きが必要なのでしょうか。

「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」をご覧ください、繰上償還にご同意いただける場合には、何のお手続きも必要ありません。

## Q2 なぜ繰上償還の手続きを行うことになったのですか。

「中期国債ファンド」は、主として公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としています。しかしながら平成28年2月に日本銀行によるマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うこととしました。

## Q3 現在どのように運用していますか。また、今後どのように運用を行う予定ですか。

平成28年3月23日時点での運用状況は以下の通りとなっております。

### 主要な資産の状況

種類	比率
国債	15.9%
CP	3.4%
その他資産 コール・ローン(翌日物)、日銀割引手形、指定金銭信託、預金、未収金、未払金等	80.8%

(詳しくはマンスリーレポートをご参照ください)

マイナス金利導入以降、元本の安全性を最優先に運用を行った結果、有価証券(国債やCP等)の組入比率が低下し、その他資産の比率が上昇しております。

国内短期金融市場では利回り水準が低下しており、運用環境も厳しさを増しておりますが、引き続き元本の安全性を最優先に運用を行ってまいります。

## Q4 償還日までに元本割れの可能性はありますか。

マイナス金利が短期金融市場に広まった場合、運用が困難になる事態も想定されます。元本割れのリスクが高まることとなりますが、元本の安全性を最優先に考えた運用を行ってまいります。

## Q5 解約が急激に増えた場合、何か影響はありますか。

現時点のポートフォリオは、指定金銭信託やコール・ローン(翌日物)などのその他資産が大半となっており、十分な流動性が確保されていますので、影響はないと考えております。

## Q6 償還日はいつを予定していますか。

「中期国債ファンド」の償還日は6月30日を予定しております。

## Q7 換金はいつまで可能ですか。

換金については償還日の前営業日(6月29日)までお申込み可能です。  
換金価額は、従来どおり、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

## Q8 換金する場合に信託財産留保額は徴収されるのですか。

4月1日付で信託財産留保額を撤廃いたしますので、4月1日以降の換金申込みについては、留保額の徴収はありません。

## Q9 償還金はいつ支払われるのですか。

償還日の翌営業日(7月1日)以降に受益者の皆様へ支払われます。

## Q10 「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」について簡単に説明してください。

下記の項目が書かれています。

1. 繰上償還の日程(予定日:平成28年6月30日)
2. 繰上償還の理由(運用方針に沿った運用を継続することが難しくなっていること)
3. 繰上償還に反対される受益者の方へ ー異議申立ての方法ー
4. 繰上償還の決定方法
5. 異議申立手続きの流れ
6. 繰上償還に反対される受益者の方へ ー買取請求手続きについてー
7. 信託財産留保額の撤廃(平成28年4月1日)
8. 繰上償還に関するお問い合わせ先(大和投資信託 コールセンター:0120-106212)

## Q11 繰上償還までのスケジュール等について教えてください。

下記のスケジュールを予定しております。

平成28年3月31日	電子公告開始 大和投資信託ホームページに繰上償還のお知らせを掲載
平成28年3月31日 以降速やかに	「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」を3月31日時点の受益者の皆様へ送付
平成28年4月1日	換金時の信託財産留保額撤廃 目論見書臨時更新(PDF)
平成28年3月31日～ 平成28年5月9日	異議申立期間
【以下、繰上償還が決定された場合】	
平成28年5月31日	金融庁へ繰上償還の届出
平成28年6月1日	異議申立手続きの結果を大和投資信託ホームページに掲載 目論見書臨時更新(PDF)
平成28年6月1日～ 平成28年6月20日	異議申立受益者の方からの買取請求期間
平成28年6月30日	繰上償還

## Q12 繰上償還はいつ決定されるのですか。

3月31日から5月9日まで異議申立を受付け、5月10日から19日までの間に集計を行います。

異議を申立てた受益者の皆様の保有する受益権口数が、総口数の半数を超えない場合には、6月1日に繰上償還が決定され、大和投資信託のホームページに掲載されます。

総口数の半数を超えた場合には、6月1日に繰上償還がなされないことが決定され、大和投資信託のホームページに掲載されるほか、受益者の皆様に書面で通知いたします。

## Q13 繰上償還に反対できますか。

繰上償還に反対される受益者の方は異議を申立てることができます。

3月31日から5月9日までの期間で、異議申立を受付けます。

異議申立は、受益者の方ご自身にて、封書または葉書をご用意いただき、「中期国債ファンドの繰上償還(予定)のお知らせ」に記載しております必要事項

(ア)郵便番号、住所

(イ)氏名、ふりがな、捺印

(ウ)電話番号(平日の日中連絡先)

(エ)ファンド名、保有口数(平成28年3月31日現在)

(オ)取扱販売会社名、取引支店名、口座番号

(カ)繰上償還に反対する旨

を記入の上、大和投資信託宛に送付いただくこととなります。

異議申立数の正確な集計を行うため、電話、メールなどでは受け付けておらず、書面のみにてお受けします。

## Q14 繰上償還に反対した場合にどうなりますか。

繰上償還に反対し異議を申立てたことにより、投資行動が制限されることはありません。

他の受益者と同様に、繰上償還日まで引き続き保有すること、従来と同様に換金することができます。また、異議を申し立てた受益者の方は、信託財産による買取請求をすることができます。

※異議を申し立てた方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

大和投資信託より異議を申し立てた受益者の方に「買取請求のご案内」をお送りいたします。

買取請求書に必要事項をご記入のうえ、大和投資信託へ返送していただきます。

買取請求書の記載事項を精査、確認し、買取請求手続を経た後、買取代金のお支払いとなります。

- ・ 受託銀行よりお支払する金額については特定口座のご利用はできません。ご自身での納税手続きが必要となります。  
また、受託銀行に対し個人番号(マイナンバー)または法人番号の告知が必要となります。(受託銀行が所轄税務署へ提出する買取りにかかる支払調書に、買取請求者の個人番号または法人番号の記載が必要なため。)
- ・ 買取代金のお支払いは、通常の換金申込みよりも日数を要する場合があります。
- ・ 送金手数料および計算書の郵送費用が買取代金から差引かれます。

以上

## 中期国債ファンド

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

### ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

- 債券に投資し、安定した収益の確保をめざします。

#### ファンドの特色

1. 円建ての公社債券に投資します。
  - 運用にあたっては、わが国の中期利付国債（残存期間が同程度の国債も含まれます。）を組入れの中心として、金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するよう配慮します。
2. 毎日決算を行ない、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
  - ◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
  - ※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

### 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

## 中期国債ファンド

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
換金時手数料	ありません。	—
信託財産留保額*	1 万口につき 10 円	購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の換金の場合、左記の額を、換金代金の中から差し引き、信託財産に返戻します。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、信託元本の額に、年率 2.0%以内（平成 27 年 11 月末日現在は次に掲げる率）を乗じた額とし、毎計算期末に計上します。	運用管理費用は、毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。）または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
	日々の運用管理費用控除前の運用収益率	率
	2.9%以上の場合	年率 0.87%
	2.9%未満の場合	日々の運用管理費用控除前の運用収益率×0.3 (0.3の掛け目は、変更することがあります。)
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

\*2016 年 4 月 1 日以降、信託財産留保額を撤廃します。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 中期国債ファンド 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)	登録金融機関	登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○		
永和証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第5号	○			
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
中泉証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第17号	○			
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○			
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
山形証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第3号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○	○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。